

第 27 回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第1号	1
議案第2号	2
議案第3号	3
(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	4
議案第4号	4
議案第5号	6
(4)非農地証明について	7
議案第6号	7
(5)農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について	8
議案第7号から議案第50号	8
その他	9
3 閉 会	9

○ 出席者

会長	15番	渡邊	浩正		
会員	1番	関	光博	2番	揚石 明
	3番	佐藤	栄一	6番	福田 一紀
	7番	中山	敏克	8番	大野 文子
	9番	桑原	雅子	10番	塚原 信一
	11番	町野	位夫	12番	渡辺 正明
	13番	手塚	みち子	14番	石塚 英好

日 時 令和7年8月20日(水) 16時00分
場 所 第一委員会室

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席委員は 13 名となります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、ただいまから第 27 回矢板市農業委員会総会を開催します。

（16：00）

2 議 題

（1）議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第 19 条第 2 項の規定により、2 名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは、議長より指名いたします。13 番 手塚 みち子委員 1 番 関光博委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

（2）農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（2）、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第 1 号

○議長 議案第 1 号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、

当番班 1班 班長、14番 石塚 英好委員にお願いします。

○石塚 英好委員 本日、午前9時から、委員4名、事務局1名の計5名で、農地法第3条3件、同法第5条2件、非農地証明1件、計6件の現地調査を実施いたしました。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、7番 中山 敏委員にお願いします。

○中山 敏克委員（申請地位置説明）

申請地は適正に管理されており、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第2号

○議長 続きまして、議案第2号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第2号の現地調査の詳細な報告を、7番 中山 敏克委員にお願いします。

○中山 敏克委員（申請地位置説明）

申請地は適正に管理されており、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第3号

○議長 ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、申請代理人である 3番 佐藤 栄一委員の退室を求めます。

○議長 それでは、議案第3号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第3号の現地調査の詳細な報告を、9番 桑原 雅子委員にお願ひします。

○桑原 雅子委員 (申請地位置説明)

申請地は適正に管理されており、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたしま

す。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(3)、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第4号

○議長 議案第4号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第4号の現地調査の詳細な報告を、14番 石塚 英好委員をお願いします。

○石塚 英好委員 (申請地位置説明)

申請地には既に敷砂利があり、各種車両・タイヤ等ありました。担当としては、原状復帰してから再度申請すべきだと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 以前にも無断転用がありましたが、第1種農地でした。今回は第3種農地であり、守るべき農地ではなく、申請があれば原則許可する農地です。農地に回復させて改めて申請・許可する必要はないと私は思います。

○町野 位夫委員 車両・タイヤは廃棄物ですか、有効資源ですか。原状復帰まではいかなくとも、私としては車両・タイヤ等の上物は撤去してから再度申請がいいと思います。

○揚石 明委員 条件を付けて許可するなら、農地の取り扱い注意書きを渡すべきだと思います。

○議長 情報提供は必要だと思います。私個人としては佐藤委員の意見が適当ではと思います。原状復帰なしで、始末書付けてもらって許可が第3種農地としては妥当かと。

○佐藤 栄一委員 私も申請代理人をしていて、守るべき農地に対して始末書を付ければ何とでもなると認識してはだめだと理解しています。申請者が申請地を使用する以前は荒地になっていて、その農地は未利用であった。今は廃車ではなく販売車や販売するタイヤが置いてあります。始末書の内容が通一遍のものでなく、反省している様子が見られるかで判断したい。

○議長 申請代理人にも適切な指導が必要になってくると思います。

○大野 文子委員 第3種農地は矢板市にたくさんあると思います。なので今後もこのようなことがあったときに、始末書を提出すればいいと思われるのは農業委員会としてどうなのかと思う。

○関 光博委員 申請地の近所に私の身内がいるので、年に数回この土地を見る。10年くらいこの土地の経過を見てきた。今回申請するまでこの土地が農地である認識が申請者に無かった可能性があると思います。どのタイミングでこの土地が農地であると認識したのかが大事だと思う。約15年前から耕作はやってなく、現況は雑種地であったと思う。

○議長 そのように思う。申請代理人の問題が大きいのではと思う。

○桑原 雅子委員 責任の所在は申請者ではなく、所有者ではないかと思う。

○町野 位夫委員 申請者は5～6年前に申請地の手前を店舗に農地転用している。その際に今回の申請地は農地である話をしたので、譲受人は農地だと知っていたのではと思う。

○楊石 明委員 皆さんの意見を聞いていると、申請代理人の対応が悪かったと思う。今回は差し戻しにした方がよいと思う。

○議長 差し戻しというか、農地を現状復帰する必要があるのか。あるいは、上物の車両など一旦撤去してもらった必要があるか。私としては今回の関係者だけでなく、農地を所有する人たちに農地の扱いを知ってほしい。今回は撤去してもらった通知等を出して、再度現地を確認するということではどうでしょうか。

○渡辺 正明委員 現地調査で見てきたが、上物は廃棄物ではなかった。原状復帰するといっても、周りに水利もなければ水田もない。あの台数の車をどこに移動できるのか、多額の金額もかかると思う。佐藤委員の言う通り致し方ないのではと思う。

○議長 もともと田んぼの所に砂利を敷くのは問題。農地に見えないようなところに砂利を敷いたので致し方ないのでは。撤去する場所はこちらが考えることではないので、撤去してもらった方がいいのでは。農地に戻すまでは求めなくていいと思う。

申請書は預かったままで、撤去してもらい農業委員会で再度現地調査するということで議論は終了したいと思います。

○議長 それでは、これより採決いたします。前述の対応としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、事務局にそのような対応をお願いいたします。

議案第5号

○議長 続きまして、議案第5号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第5号の現地調査の詳細な報告を、12番 渡辺 正明委員にお願いします。

○渡辺 正明委員（申請地位置説明）

申請地は適正に管理されており、変電所の候補地として地質調査をする目的で申請ということで、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第5号について、質疑意見等を求めます。

○佐藤 栄一委員 地質調査のあと何をする計画ですか。

○事務局 この周辺一帯を変電所とする計画です。

○議長 ほかに無いようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

（4）非農地証明について

○議長 付議事件（4）非農地証明について議題に供します。

議案第6号

○議長 それでは、議案第6号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第6号の現地調査の詳細な報告を、9番 桑原 雅子委員にお願いします。

○桑原 雅子委員（申請地位置説明）

申請地は適正に管理されており、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重

審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第6号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(5) 農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について

○議長 続いて、付議事件(5)農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について議題に供します。

議案第7号から議案第50号

○議長 それでは、議案第7号から議案第50号について、関係する委員がございませんので一括で審議してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第7号から議案第50号までについて、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 それでは、議案第7号から議案第50号について、質疑意見等を求めます。

○渡辺 正明委員 議案第23号ですが、安沢地区に井上という人はいないと思うので、村上の誤りではないか。

○事務局 確認して修正します。

○議長 ほかに無いようですので、これより採決します。

議案第7号から議案第50号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

その他

その他事項について、以下のとおり、事務局から説明を行った。

(伝達事項)

- ・農業委員・推進委員研修会について
- ・農業者年金表彰について
- ・全国農業新聞普及強化月間について

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、第27回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和7年8月20日

議長

渡邊 浩正

議事録署名員

午野 みち子

議事録署名員

関 光博